

旧3級品の製造たばこに係る 特例税率が段階的に廃止されます

「旧3級品製造たばこ」とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、うるまの6銘柄をいいます。平成27年度税制改正により、特例税率が段階的に廃止されることになりました。

実施時期については、激変緩和の観点から、平成28年1月から平成31年4月1日までに以下のとおり4段階で行われます。

実施時期	税率 (1,000本あたりの市たばこ税)
現行	2,495円
平成28年4月1日～	2,925円
平成29年4月1日～	3,355円
平成30年4月1日～	4,000円
平成31年4月1日～	5,262円

問い合わせ／市民税課諸税担当（内線2252）

申告に使用する社会保険料控除用の 納付額確認書などを交付します

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の普通徴収分（年金天引き以外の納付分）のうち口座振替で納付した方を対象に、保険税（料）納付額確認書を1月下旬までに郵送します。

納付書で納付した方や非課税年金（遺族年金・障害年金等）から天引きで納付した方で、納付額確認書が必要な方は、国保年金課又は両支所福祉グループに申請してください。

また、介護保険料の納付確認書が必要な方は、長寿いきがい課又は両支所福祉グループへ申請してください。

※個人情報保護のため、電話による納付額の照会には応じられません

持ち物／来庁者の身分確認書・委任状（本人又は同一世帯の親族以外の方が来庁した場合）

問い合わせ／国民健康保険税・後期高齢者医療保険料＝国保年金課（内線2653・2663）、介護保険料＝長寿いきがい課（内線2675）

鴻巣市消防団出初式

1月9日(土)の9時から埼玉県警察運転免許センター駐車場で鴻巣市消防団出初式を行います。

出初式では、消防団員の職務遂行に必要な人員・姿勢・服装等の点検や分列行進を行います。消防団員は、仕事を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という使命感のもと、昼夜を問わず幅広い活動を行っています。消防団員の仕事始めとなる出初式をぜひご覧ください。



問い合わせ／危機管理課消防担当（内線2473）

知っていますか？ 障害者差別解消法

障がいのある方とない方が分け隔てられることなく、全ての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に制定されました。

平成28年4月1日に施行されるこの法律について、今月号から3月号まで4回にわたりQ&A方式でお知らせします。

問い合わせ／福祉課障がい福祉担当（内線2617）



Q どうしてこの法律ができたの？

A 障がいのある方に対するどのような行為が差別にあたるのか、周知・認識がこれまで徹底されていなかったため、現状では残念ながら差別の解消に至っていません。

この法律を制定することで、誰もが共通の認識を持てるよう、差別を解消するための措置を具体的に定めています。

Q 障がい者を特別扱う法律なの？

A 障がい者を優遇したり、新しい権利を作ったりするものではありません。この法律は、憲法や人権条約で保障されている権利を、障がい者にも同じように保障するためのものです。

Q どんな人が対象になるの？

A 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいなど、障害者基本法に定められた「障がいのある方」が対象になります。したがって、障害者手帳の所有者には限られません。また、障がい児も含まれます。

Q この法律が禁止する差別とはなに？

A 障がいのある方に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。詳細については来月以降、この連載でお知らせします。